

令和3年度予算の編成方針

1. 国の動向等

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、国の経済は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善なども期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。これを受けた政府は、政策の基本的態度として「決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜く。その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。そのための主要施策について、『経済財政運営と改革の基本方針2020』等に基づき、政策目標とそのスケジュール等を明らかにする実施計画を年末までに策定する。」としています。

そして、令和3年度予算に関しては、「概算要求の仕組みや手続きをできるだけ簡素なものとするとともに、基本的に対前年度同額要求とし、新型コロナウイルス感染症への対応など臨要な経費は別途、所要の要望ができることとする。その際には、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」とした概算要求の具体的な方針を示し、この方針等に基づき、予算編成が進められています。

こういった国の方針や取組が本市の行財政運営にも大きな影響を与えることから、今後もその動向を注視し、的確に対応していく必要があります。

2. 地方財政の動向等

国の予算編成が行われている中で、総務省は、令和3年度の地方財政の課題として、次の3つの課題を掲げました。

1つ目が「感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応」です。新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとされました。

2つ目が「地方の一般財源総額の確保」です。新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中、1の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること。特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保することとされました。

そして、3つ目が「次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化」です。情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど次世代型行政サービスを強力に推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化することが課題であるとしています。

今後も、社会保障関係経費の増加、人口減少・高齢化の下での新たなサービス需要の増加等が懸念される中、地方税等の大幅な減収が見込まれるなど、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

行政の合理化、効率化を図りつつも、相次ぐ災害への対応や防災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子育て支援の充実など行政需要の増加に適

切に対応していくとともに、「新たな日常」のもとで、感染対策と経済活動の両立を目指していく必要があります。

3. 令和元年度決算状況等

令和元年度一般会計の決算状況は、歳入総額が257億7,972万円、歳出総額が245億5,559万円となり、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度繰越財源を除いた実質収支は、11億6,596万円の黒字となり、前年比1億6,660万円の増となりました。主な増減理由としましては、歳入では、市税や地方交付税、市有財産の売却収入が増加した一方、市債や寄附金が減少したこと、歳出では、旧市立病院解体費などの物件費や福祉サービスなどの扶助費が増加した一方、財政構造改革の取組による職員人件費や企業会計繰出金の削減、街路・公園事業等の建設費の減少や小学校空調設備の整備が終了したことなどにより、歳入歳出とも減となりました。

令和元年度末の一般会計の市債残高は、237億2,998万円で、前年度末に比べて11億1,636万円減少しています。また、令和元年度末の財政調整基金残高は、平成30年度末残高とほぼ同じ10億1,729万円となりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、平成29年度が103.3%、平成30年度は104.5%、令和元年度は、市税等の経常一般財源の増加と職員人件費の削減等により、0.6ポイント改善し103.9%となりました。今後も経常一般財源の増収が見込めない中、扶助費や公債費といった義務的経費の削減も厳しいことから、引き続き改善に向けた取組を進めていくことが重要です。

令和2年度予算では、普通建設事業の伸びなどにより歳出が増加したものの、市税や国庫支出金などの歳入が増えたことで収支のバランスをとることができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や使用料などの歳入は大幅に減少することが見込まれ、これまでにないような厳しい決算となると予想しています。

4. 令和3年度財政見通し

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域経済は大きな影響を受けており、市民の生活様式や働き方は大きな転換期を迎えています。

令和3年度の仮試算を令和2年度当初予算と比較すると、歳入の根幹をなす市税は、個人・法人市民税の大幅な減少が見込まれることに加え、地方交付税についても、国の税収減により全体で約4000億円（2.4%）の減少が見込まれています。また、寄附金についても、これまでの予定以上に減少することが確実となっており、歳入全体では大幅な減少となると予想しています。

歳出は、働き方改革などによる職員人件費の削減や退職手当の減などが見込まれるものの、扶助費等の社会保障関連経費の増加に加え、南・北中学校などの老朽化対策や幼保再編によるこども園化の改修工事など、普通建設事業の伸びが見込まれるほか、近年の建設事業の増加に伴う公債費の増加も見込まれています。また、ウィズコロナの新しい生活様式のもとで、行政のデジタル化にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

これらを積算すると、現時点での令和3年度一般会計当初予算の収支不足額は、令和2年度に比べ少なくとも3億円程度拡大することが見込まれ、現状のままでは今年度以上に財政調整基金を取り崩すこととなります。令和2年度一般会計当初予算では、財政調整基金を7億3千万円取り崩して歳入歳出の均衡を図りましたが、現在の基金残高は約10億円となっており、厳しい状況下にあると言わざるを得ません。

さらに、ここ数年は、学校、保育所、幼稚園等の老朽化対策費や新クリーンセンター建設に係る負担金等の増加、また、これらに伴う公債費の増嵩等により、歳出の大幅な増加が見込まれている一方、税収の増加は難しく、寄附金のさらなる減少も確実で、極めて厳しい財政状況が続く見通しです。

5. 令和3年度予算編成方針

このような極めて厳しい財政見通しのもとでの令和3年度の予算編成であります。天理市の将来を見据えた持続可能な行財政運営を常に念頭に置きながら、「天理市第6次総合計画」に定める将来像の実現に向けた取組を推進するとともに、「第2期天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生の流れを継続し、誰もが暮らしやすい、共に支え合える地域社会の構築を目指すものとします。

繰り返しになりますが、令和3年度は、先述のとおり極めて厳しい財政状況になることが確実であり、さらなる財政構造改革の着実な実施を図りつつ、ポストコロナを見据えた持続可能なまちづくりに向けた取組を進めなければなりません。この取組を確実に推進するため、市政運営の5つの取組方針を作成しましたので、令和3年度は、この方針に沿って予算編成を進めていきます。

具体的には、あらゆる事業をゼロベースで検証し、市民の生活と命を守るためのやり遂げるべき施策に注力するとともに、「ウィズコロナ・アフターコロナ」の時代に即したデジタル化や公共施設等の最適化を加速させる必要があります。また、官民の役割を抜本的に見直し、社会課題の解決に向けて、市民、事業者、行政などがオール天理でまちづくりに取り組んでいくこととします。

予算の要求にあたっては、前年度に引き続き、一律のマイナスシーリングによる枠配分方式は実施しませんが、財政構造改革を推進する観点から、各部局に対して一般財源の削減目標額（前年度ソフト事業の5%相当額）を通知することとしますので、部局長の強力なリーダーシップのもと、事務事業の見直しを徹底的に行ったうえで要求するものとし、事業ごとに一件査定を行うことと致します。

事業の見直しの際は、これまでの成果を検証したうえで費用対効果を十分に見極め、手段の適正性をはじめ緊急性、重要性、優先性をしっかり判断し、廃止、統合、縮減、先送りの検討を行うこととします。また、政策効果を挙げる

視点に立って官民の役割分担の見直しを中心に行い、社会情勢や市民ニーズの変化を勘案した上で、多様な主体との連携・協力の可能性を検討してください。ハード事業についても、計画的に実施している国庫補助事業であったとしても抜本的に見直しを行うとともに、簡素で効率的な工法を検討するなど整備手法を十分精査し要求するものとします。

また、一般財源の支出を伴う新規事業及び拡充事業は原則凍結とします。新たな事業の要求を行おうとする場合は、特定財源の見込みを確実に示すとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方に基づき、明確な根拠をもって事業の説明を行うことを必須とします。

なお、財政調整基金は、近年頻発している自然災害等臨時的・緊急的な事業の実施、将来の不測の事態に備えるためのものとして、従来から10億円レベルを堅持する目標を掲げてきましたが、今後数年間は集中改革期間として、柔軟な活用を図ることとします。

令和3年度市政運営の五つの取組方針
～ポストコロナを見据えた持続可能な「支え合いのまちづくり」～

I. 市民の生活と命を守るため、やり遂げるべき施策の選択と集中

- ・重点推進事業
(南・北中学校建設、幼保再編事業、新クリーンセンター建設事業)
- ・あらゆる事業についてゼロベースで大胆な見直しを実施

II. デジタル化の推進による持続可能な地域社会の構築

- ・A I、R P A等の活用やオンライン化等、行政のデジタル化の推進
- ・新たな時代に対応した利用しやすい市民サービスの充実

III. 公共施設等の最適化に向けた事業マネジメント

- ・施設の再編等を見据えた柔軟なソフト事業実施の見直し
- ・機能性を重視したファシリティマネジメントの推進

IV. 持続可能な福祉サービスの構築

- ・真に必要な支援を提供するための扶助費等の適正化
- ・共に支え合う地域福祉の充実に向けた基盤及び体制の構築

V. 多様な連携で創造する地方創生と地域の絆づくり

- ・市民が積極的に参画するまちづくりの推進
- ・社会課題解決に向けた民間事業者や各種N P O等との連携